

第九條

(一)本組合員に退會せんとする時は其理由を明記し組合員書及び印章を添へ其所屬支部に届け出すべし但し入會は支部委員會の承認を要す
(二)本組合員にして故なく組合費二ヶ月以上を滞納したる時は又は本組合の精神に反する行爲ありたる時支部長の忠告あるも猶反省せざる者は支部委員會の決議に依り除名する事あるべし

第三章 機關

第十條

本組合の會議を左の四種に別つ
(一)總會 (二)代議員會 (三)幹部會 (四)支部委員會
(二)總會は組合長各組員を召集し一年一回以上開催し會務及び會計の報告をなし役員の改選を行ふ
(三)代議員會は幹部會の要求に依り各員を召集開催し重要な事務を審議す代議員會の決議は代議員の五分の一以上出席し其多數決なる事を要す但し委任狀持參を妨げず
(四)幹部會は理事及び各支部長に依り臨時に開催し事務執行に關する事項を審議す幹部會決議は出席者の多數決に依り採決し其都度組合長に報告し承認を経るものとす
(五)支部委員會は支部長に於いて隨時之れを開催する事を得

第四章 役員

第十一條

本組合に左の役員を置く
(一)組合長一名 (二)理事若干名 (三)支部長若干名 (四)委員若干名
組合長は代議員會の推薦を経て總會出席者三分の二以上の賛成を得る事を要し本組合の事務一切を統轄す
(二)理事は代議員會の推薦を経て總會出席者の三分の二以上の賛成を得る事を要し本組合の事務を分掌す而して理事中より一名の常任理事を置く
(三)支部長は支部委員の選挙に依り任命し理事を補佐し支部の事務を執行す
(四)委員は各支部の組合員十五名又其の半数毎に一名の割合を以ての投票に依り選挙し組合費の徴集其他支部の事務を分掌す幹委員は代議員たる資格を有す
本組合は代議員會の決議に依り顧問若干名を囑託する事を得
役員任期は滿一ヶ年とし再選する事を得

第五章 會計

第十二條

本組合員は組合費として一ヶ月金參拾錢を前納するものとす
本組合加入金は金參拾錢とす
第十三條 本組合本部及び支部の經費は共に組合費の六分の一づつを以て之れに充つ
第十四條 組合費の二分の一を以て日本労働總同盟費に充つ
第十五條 組合費の六分の一を以て積立金及び臨時費に充つ
本組合の會計報告は機關紙に公表し總會の承認を得るものとす

第六章 資産

第十三條

本組合の資産は左の二項目よりなる
(一)組合本部の収入によりなる財産及び事業又は財産より生ずる収入は組合本部に屬す
(二)支部の収入によりなる財産及び財産より生ずる収入は支部に屬す

第七章 事業

第十四條

本組合は組合の目的を達せんが爲め左の事業を行ふ
(一)教育 (二)職業紹介 (三)出版 (四)法律顧問 (五)購買 (六)労働問題に關する一般調査 (七)其他組合員の福利を増進するに必要なる事業但し細則は別に定む

第八章 附則

第十五條

本規約は代議員會の決議により改正する事を得
本規約は大正十年七月一日より之れを實施す
備考 本規約は第二回代議員會に於いて改正したるものなり

第九章 細則

第一條

本組合理事は左の組合事務を分擔す
(一)總務部 (二)會計部 (三)教務部 (四)調査部 (五)記録出版部 (六)購買部 (七)宣傳部
(二)總務部は本組合を代表し事務を總理し一切の責に任す
(三)會計部は本規約十五、六、七條に關する組合費の出納及び其管理及び各支部の會計を監督す
(四)教務部は本組合の目的を貫徹せんが爲めに講演會及び各種の研究會茶話會又は時宜に於て組合員の社會及び技術見學を催すべし又各支部の圖書購買に任す
(五)調査部は本組合に有益なる一般調査及び統計書を作成す
(六)記録出版部は組合員名簿其他本組合に關する一般の記録を執り印刷物一切の原稿を草し又は編輯をなす
(七)購買部は消費組合と聯絡を保ち消費組合に於て不可能なる事業を遂行す
(八)宣傳部は労働問題を社會的に普及し又本組合の精神を公開し以て組合の擴張の任に當る
本部理事は事務執行の必要上且つは各支部との聯絡の爲め各支部の委員を召集し懇談會を開催する事を得
本組合の外交事務に關するは其事務に適する實行委員を幹部會に於いて選任し之れに當らしむ
購買に依り得たる利益は本部事務所建設費に積立るものとす會計理事之れを保管す

第二條

本組合は労働者新聞(毎月二回發行)を以て機關とす
本組合事務又は事業上執務者を要する時は支部委員中より囑託する事を得
但し其場合は臨時本部員として幹部員の資格を有す

第三條

支部に關する事項
本組合は組合員識見開發の爲め各支部に文庫を設置せしめ組合員の求めに應じ希望の圖書を貸與す(文庫に關する規定は各支部の任意とす)
本組合員の親睦を計る爲め各支部に懇談部を置き組合員の慶弔事に關し祝賀慰問等をなす

第四條

支部の規約は凡て支部委員會の決議に依るものとす但し決議は本部へ通告する事を要す

第五條

本組合は組合員識見開發の爲め各支部に文庫を設置せしめ組合員の求めに應じ希望の圖書を貸與す(文庫に關する規定は各支部の任意とす)
本組合員の親睦を計る爲め各支部に懇談部を置き組合員の慶弔事に關し祝賀慰問等をなす

第六條

支部の規約は凡て支部委員會の決議に依るものとす但し決議は本部へ通告する事を要す